

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

(基本的施策)

第9条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を行うものとする。

(1)～(17) 後述

(計画の策定)

第10条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する計画を策定するものとする。

(効果的な歯科保健対策の推進等)

第11条 市長及び教育委員会は、乳幼児期及び学齢期における口腔の健康づくり教育及びフッ化物の応用等の科学的根拠に基づく効果的な取組の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

普及啓発関係

- 第9条（1）歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発に関すること。
- （11）8020運動その他歯科口腔保健に関する市民の意識を高めるための運動の促進に関すること。

想定される取組

- ・ 乳幼児健診や子育てサロン等における歯科保健指導、健康教室、パンフレットの配布等
- ・ 歯と口の衛生週間に関するポスター掲示や札幌歯科医師会と連携したイベントの実施
- ・ 各区における歯と口腔の健康づくりに関する市民健康教育の実施（札幌歯科医師会各支部と連携）
- ・ 高齢者の通いの場等における口腔機能向上や口腔ケアに関する健康教室
- ・ 広報さっぽろの活用や健康さっぽろ21の推進に関する包括的連携協定企業等と連携した普及啓発

現状と課題等

- ・ 市民を対象とした各種健康教室については、新型コロナウイルス感染症による影響のため、開催が困難であったが、5類化移行を踏まえて、再開・充実していくことが重要である。
- ・ 乳幼児の保護者や高齢者を対象とした健康教育やパンフレットの作成・配布等を行っているが、行政による啓発に加えて、関係団体・企業・大学と積極的に連携し普及啓発を充実する方向で検討を進めてはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

定期歯科健診・歯科保健指導関係

第9条（2）定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨に関すること。

（9）かかりつけ歯科医の活用を通じた生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔の機能の維持向上に関すること。

想定される取組

- ・ 1歳6か月児歯科健診・3歳児歯科健診及び歯科保健指導
- ・ 5歳児健診における歯科健診及び歯科保健指導（希望者対象）
- ・ 学校歯科健診（小学校、中学校、高校）及び歯科保健教育
- ・ 歯周疾患検診（40歳、50歳、60歳、70歳対象）
- ・ 後期高齢者歯科健診（75歳以上対象）

現状と課題等

- ・ 歯周疾患検診及び後期高齢者歯科健診については、受診率の向上が課題であり、個別通知の継続実施など定期歯科健診の重要性について、歯科医療機関と連携しながら、市民へ受診勧奨を行っていくことが重要ではないか。
- ・ 国においても、国民皆歯科健診の議論等が行われていることから、今後の国の制度改正等を踏まえた歯科健診の充実等を検討していくことも必要ではないか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

調査研究、情報提供

第9条（3） 歯科口腔保健の推進に資する調査、研究及び情報の提供に関すること。

想定される取組

- ・ 乳幼児歯科健診に関する統計
- ・ 学校歯科健診に関する統計
- ・ 歯周疾患検診及び後期高齢者歯科健診に関する統計
- ・ 健康づくり市民意識調査（計画評価・策定時に実施）
- ・ 福祉施設等における歯科口腔保健対策調査（必要時）

現状と課題等

- ・ 歯周疾患検診及び後期高齢者歯科健診については、受診率が低いことに加えて自覚症状のある有病者が受診する傾向が高く、正確な実態を把握することが難しいことから、国や道の統計値も参考として対応策を検討することも必要ではないか。
- ・ 障害者施設等の福祉施設における歯科健診実施率が、国の歯科口腔保健法の基本的事項の目標項目として採用されていることから、札幌市においても持続可能な方法での調査の実施を検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

妊産婦に対する対策

第9条（5）妊娠中における歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。

想定される取組

- ・ 各区保健センターにおける妊産婦歯科健診の実施（各区月1回、年間120回）
- ・ 各区における母親教室の開催
- ・ 母子健康手帳による妊娠中の歯科口腔保健に関する普及啓発・情報提供

現状と課題等

- ・ 妊産婦歯科健診については、母子健康手帳交付時に妊婦健診等の案内と同時に周知を行っているが、歯周疾患検診等と同様、受診率が低い現状となっている。各区月1回の実施ではなく、歯周疾患検診や後期高齢者歯科健診と同様、身近な地域の歯科医療機関で受診できるようにすべきとの意見が従前よりあるが、妊婦健診と異なり、国からの財政支援がないことから見直しが困難な状況となっている。
- ・ 一方、妊娠期における歯周病と低体重児出産との関連性を指摘する報告や、国における国民皆歯科健診の議論の一環で妊産婦に対する歯科健診等が議論される可能性もあることから、今後の国の制度改正等を踏まえて対応していく方向で検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

障害者（児）、要介護高齢者への歯科健診、歯科医療等に対する対策

第9条（6）障がい者、介護を必要とする者その他特別の配慮を要する者が定期的に歯科検診を受けると並びに必要に応じて歯科保健指導及び歯科医療を受けることの支援等に関すること。

想定される取組

- ・ 障害者施設を対象とする歯科健診・歯科保健指導事業の実施
- ・ 後期高齢者歯科健診事業の実施
- ・ 介護保険施設職員を対象とした口腔ケア研修会の実施
- ・ 在宅歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士等）を対象とする研修会の実施
- ・ 札幌口腔医療センター運営事業

現状と課題等

- ・ 障害者施設を対象とする歯科健診事業については、令和2年度より事業化されたが、新型コロナウイルス流行のため、利用者数の多い入所施設等、十分な支援を行うことができなかった。しかし、通所の就労支援事業所等から多くの申し込みがあるなど、歯科健診のニーズは高いと考えられることから、対象施設の優先順位等を考慮しつつ、障害者施設における歯科健診の普及を図っていく方向で検討してはどうか。
- ・ 現在、歯科医療機関において後期高齢者歯科健診を実施しているが、脳卒中や神経難病等の既往のある在宅要介護高齢者の口腔管理の必要性の方が高いとの市民の声もあることから、訪問歯科健診の導入を図っていくべきではないか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

大規模災害時における歯科保健医療体制

第9条(7) 災害時における口腔の衛生確保による健康被害の予防に関すること。

想定される取組

- ・ 大規模災害時における歯科保健医療対策の手引き作成
- ・ 災害時歯科保健医療に関する研修（厚生労働省・北海道主催）への職員派遣
- ・ 避難所における歯ブラシ等の備蓄

現状と課題等

- ・ 過去の大規模災害時においては、避難所における集団生活に伴い、適切な口腔管理ができない高齢者等の誤嚥性肺炎の頻発や地域の歯科医療機関の被災による歯科医療が提供できない状況等が発生した。このため、札幌市では大規模災害時における札幌市や札幌歯科医師会の役割分担や対応等をまとめた「大規模災害時における歯科保健医療対策の手引き」を作成している。
- ・ 災害時に向けた平時の備えとして、避難所等の歯科保健医療に関するコーディネート機能を担う保健所職員の人材育成や災害時の保健医療体制に関する訓練や会議における歯科医師会の参画等を進めていく方向で検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

糖尿病、がん、喫煙対策等における歯科保健医療対策

第9条(8) 歯科口腔保健の観点からの糖尿病、がんその他の疾病及び喫煙に関する対策等の推進に関する
こと。

想定される取組

- ・ 糖尿病、がん、喫煙と歯と口腔の健康との関連の深さに関する普及啓発
- ・ 医科歯科連携に関する取組

現状と課題等

- ・ 糖尿病については、歯周病との関連の深さが明らかになってきており、相互に悪影響を与える可能性が指摘されている他、がんについては、手術前後の歯科専門職による適切な口腔衛生管理により在院日数が短くなるなど、医科歯科連携の重要性が指摘されている。喫煙についても、歯周病を悪化させる要因であることや、保護者が喫煙者の場合に子供のむし歯が多い等の関連が指摘されている。
- ・ 他自治体においては、医師会、歯科医師会等が連携した普及啓発や研修会を共催する等の医科歯科連携の取り組みが行われていたことから、現行計画においても同様の取り組みを検討することとしたが、新型コロナウイルス流行のため取組に着手することができなかった。
- ・ 医科歯科連携の取り組みは大変重要であることから、次期計画においても、医科歯科連携の取組を進める方向で検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

歯科健診、歯科医療機関における児童虐待の早期発見、早期対応
第9条(10) 歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見及び予防に関すること。

想定される取組

- ・ 乳幼児歯科健診時におけるう蝕多発児を対象とした医師・保健師等との情報共有
- ・ 歯科医療機関において虐待が疑われる患者が来院した場合の児童相談所との連絡体制の整備
- ・ 歯科医療関係者を対象とした研修会の開催

現状と課題等

- ・ 子供のむし歯は減少傾向にあるが、一方で1人で多数のむし歯を持つ子供が一定数いる現状となっており、家庭環境等との関連を指摘する報告も多く、重篤なケースではネグレクトとの関連も指摘されている。
- ・ 他自治体では、歯科医療機関受診時に児童虐待を発見できた事例や歯科健診時におけるう蝕多発児について保健師と情報共有を行う等により、保健師による早期介入につながったケースもあることから、歯科医療機関と児童相談所との連絡体制の整備や乳幼児健診でのう蝕多発児について医師や保健師との情報共有等に引き続き取り組む方向で検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

地域包括ケアシステムにおける歯科保健医療

第9条(12) 地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条に規定する地域包括ケアシステムをいう。）における歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者の連携強化及び在宅歯科医療の充実に関すること。

想定される取組

- ・在宅歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士等）を対象とする研修会の実施（再掲）
- ・介護保険施設職員を対象とした口腔ケア研修会の実施（再掲）
- ・多職種連携研修への歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職の参画

現状と課題等

- ・住み慣れた自宅や身近な地域において暮らすためには、在宅歯科医療を含む在宅医療の提供体制が極めて重要である。特に口腔管理が自分で十分にできない介護度の重い要介護高齢者や認知症、脳卒中、誤嚥性肺炎、神経難病の既往等がある者については、歯科専門職による歯科医療、口腔衛生管理の重要性が指摘されている。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅歯科医療提供体制の確保が重要であることから、歯科専門職に対する研修や多職種連携のための研修会への歯科専門職の参画等、医科歯科連携や歯科介護連携をさらに進める方向で検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

歯科専門職及び保健医療関係者の人材確保、資質向上

第9条(13) 歯科医療等関係者の人材確保及び資質の向上並びに保健医療等関係者の資質の向上に関する
こと。

想定される取組

- ・ 歯科医師、歯科衛生士養成校における保健所実習及び臨床研修への協力
- ・ 歯科医師に対する研修、歯科衛生士の復職に向けた研修等の実施
- ・ 介護関係職員、障害者施設職員への研修（再掲）

現状と課題等

- ・ 現在、保健所においては、札幌市内の歯学部学生に対する講義、歯科衛生士養成校学生及び臨床研修歯科医師に対する保健所実習に協力を行っている。また、歯科医師を対象とする在宅歯科医療に関する研修事業や歯科衛生士の復職に向けた研修を歯科医師会と連携しながら実施している。保健医療関係者については、前述となるが介護関係職員や障害者施設職員に対する研修事業を歯科医師会と連携しながら実施している。
- ・ 歯科専門職の人材確保及び高齢者や障害者等に係る保健医療関係者の資質向上は大変重要であることから、学生実習や各種研修事業に引き続き取り組む方向で検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

オーラルフレイル、口腔機能向上

第9条(14) オーラルフレイル、誤嚥(えん)性肺炎等の予防及び介護予防に向けた口腔の機能の向上に関すること。

想定される取組

- ・ 高齢者の通いの場等における歯科衛生士等の歯科専門職による健康教育の実施
- ・ 在宅要介護高齢者に対する訪問歯科健診の実施
- ・ オーラルフレイルに関する普及啓発

現状と課題等

- ・ 厚生労働省においては、フレイル対策として高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を進めることとしており、歯科衛生士、栄養士、保健師等を活用した健康教育・普及啓発やハイリスク者を対象とする訪問事業等の実施を市町村に求めている。また、誤嚥性肺炎の予防を図るためには、様々な医療専門職による連携が極めて重要であることから前述のような多職種連携の取り組みが重要とされている。
- ・ 要介護状態となることを予防するフレイル対策や口腔機能向上の取り組みは大変重要であることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による歯科専門職を活用した取組やオーラルフレイルの普及啓発に取り組む方向で検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

スポーツ歯科の普及啓発、食育を通じた歯科口腔保健

第9条(15) スポーツに伴うけがの予防及びスポーツの競技力の向上を目的とした歯科医学的根拠に基づく取組の普及に関すること。

(16) 食育を通じた歯科口腔保健の推進に関すること。

想定される取組

- ・ スポーツ歯科に適したマウスピースの利用等の普及啓発
- ・ 栄養士と連携した歯科口腔保健の健康教育の実施

現状と課題等

- ・ スポーツ歯科については、近年の調査研究により適切なマウスピースの使用により、歯牙の破折等を防ぐだけでなく瞬発力の向上等に寄与する可能性が報告されている。
- ・ スポーツ歯科の取組については、自治体の取組としては比較的新しい分野であることから、他自治体の取組の情報収集を行うとともに、適切なマウスピース使用による効果等について普及啓発を行う方向で検討してはどうか。
- ・ 食育を通じた歯科口腔保健の推進については、各区において離乳期教室を栄養士と歯科衛生士が連携して行うなど、食べる機能や歯と口腔の役割について、健康教育を実施しており、引き続き、食育の取組の中に歯と口腔の役割や重要性について伝える機会を設けるなど引き続き取り組みを進める方向で検討してはどうか。

札幌市歯科口腔保健推進条例第9条「基本的施策」及び第11条「効果的な取組」を踏まえた次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に向けた対応案と課題等について

健康格差の縮小、フッ化物応用

第9条（4）乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の罹（り）患及び重症化の予防並びに歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に向けた取組に関すること。

第11条 市長及び教育委員会は、乳幼児期及び学齢期における口腔の健康づくり教育及びフッ化物の応用等の科学的根拠に基づく効果的な取組の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。2 市長及び教育委員会は、前項の取組が安全かつ効果的に実施されるよう、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者と連携を図るものとする。

想定される取組

- ・ 乳幼児歯科健診時におけるフッ化物塗布医療機関の周知及びう蝕多発児への歯科保健指導の実施
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校におけるフッ化物洗口の導入支援（希望施設、モデル校等）

現状と課題等

- ・ 子供のむし歯の健康格差縮小に向けて、厚生労働省や北海道庁はフッ化物洗口を推奨しており、北海道内の実施状況は179市町村中171市町村において自治体事業として実施されている。札幌市内では、保育所幼稚園等の独自事業として現在16施設で実施されているが、私立保育所及び幼稚園の関係団体から、実施を希望する保育所、幼稚園、認定こども園への支援を求める要望が提出されている。
- ・ 現在、札幌市立の小学校では、フッ化物洗口は実施されていない。このため、実施にあたっては児童・保護者への十分な説明及び教職員の負担軽減についての配慮が必要
- ・ フッ化物洗口の実施を希望する保育所、幼稚園、認定こども園に対する必要物品の支援及び歯科医師会会員や大学教員等の講師派遣等の技術支援に取り組むこととしてはどうか。